

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について (令和6年度決算)

【概要等】

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年6月公布)に基づき、毎年度「健全化判断比率」及び「資金不足比率」を算定し、町監査委員の審査を受け、その意見をつけて町議会に報告するとともに、これらの比率を公表することが義務付けられています。

公表することとなる比率は「健全化判断比率」の「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4指標と「資金不足比率」です。

【外ヶ浜町の健全化判断比率と資金不足比率】

令和6年度決算に基づき算定された外ヶ浜町の健全化判断比率と資金不足比率は下表のとおりとなり、すべて基準を下回りました。

(健全化判断比率)

指 標 区 分	外ヶ浜町算定数値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	(15.0%)	(20.0%)
連結実質赤字比率	—	(20.0%)	(30.0%)
実質公債費比率	8.9%	(25.0%)	(35.0%)
将来負担比率	—	(350.0%)	

(注) 比率がない場合は、「—」を記載しています。

(資金不足比率)

指 標 区 分	外ヶ浜町算定数値	経営健全化基準
簡易水道事業会計	—	(20.0%)
病院事業会計	—	(20.0%)
下水道事業会計	—	(20.0%)

(注) 資金不足比率がない場合は、「—」を記載しています。

【健全化判断比率の4指標と資金不足比率が表しているもの】

実質赤字比率	外ヶ浜町の普通会計の赤字の程度を指標化したもの
連結実質赤字比率	外ヶ浜町の全ての会計の黒字や赤字を合計して、外ヶ浜町全会計の赤字の程度を指標化したもの
実質公債費比率	外ヶ浜町のその年の借入金返済額もしくは借入金に準ずるものの支払額を合計して、外ヶ浜町の普通会計の負担の程度を指標化したもの
将来負担比率	外ヶ浜町の普通会計の借入残高や特別会計等の借入金残高に対する今後の普通会計の負担見込額等を合計して、外ヶ浜町の普通会計の将来負担する可能性のある額の大きさを指標化したもの
資金不足比率	公営企業会計の資金不足を料金収入の規模と比較して指標化したもの

【健全化判断比率の早期健全化基準と財政再生基準、資金不足比率の経営健全化基準】

健全化判断比率には「早期健全化基準(黄色信号)」、「財政再生基準(赤信号)」の2段階の基準が設けられています。健全化判断比率が悪くなり、早期健全化基準を超えれば「早期健全化団体」になり、さらに悪くなり財政再生基準を超えれば「財政再生団体」となります。

資金不足比率には「経営健全化基準」が設けられており、資金不足比率が悪くなり経営健全化基準を超えれば「経営健全化団体」になります。

健全化判断比率や資金不足比率が各基準を超え、「早期健全化団体」、「財政再生団体」、「経営健全化団体」となれば、財政運営の健全化を図るための計画を策定し、町議会の同意を得なければならない他、外部監査の実施、国や県が必要に応じて外ヶ浜町に勧告を行う等、様々な制約を受けることとなります。